

【参考資料】

議案第24号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

1 提案する理由

国の取扱い及び令和5年度の定年引上げに伴う諸制度の施行を踏まえ、60歳を超える職員の昇給抑制措置を講じるため。

2 改正内容

60歳を超える職員の昇給は、極めて良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 施行期日等

令和6年4月1日

担当

総務部職員課給与厚生係  
電話463-3196